

なごみの郷 訪問看護ステーション ご利用料金

(1)基本単位数

R6.6.1現在

	単位数	利用者負担額			算定 確認
		(1割負担の方)	(2割負担の方)	(3割負担の方)	
所要時間 (1回あたり)	基本報酬(訪問看護)				
20分未満	314 単位	336 円	672 円	1,008 円	
30分未満	471 単位	504 円	1,008 円	1,512 円	
30分以上 1時間未満	823 単位	881 円	1,762 円	2,642 円	
1時間以上 1時間30分未満	1128 単位	1,207 円	2,414 円	3,621 円	
所要時間 (1回あたり)	基本報酬(介護予防訪問看護)				
20分未満	303 単位	325 円	649 円	973 円	
30分未満	451 単位	482 円	965 円	1,448 円	
30分以上 1時間未満	794 単位	849 円	1,699 円	2,548 円	
1時間以上 1時間30分未満	1090 単位	1,167 円	2,333 円	3,499 円	
1月につき	基本報酬(定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスと連携する場合)				
予防・介護	2,961 単位	3,168 円	6,336 円	9,505 円	

※利用料の算定については、利用単位の合計に 10.70 を掛けた値が金額となります。

(2)加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	単位数	利用者負担			算定 確認
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方	
緊急時訪問看護 加算Ⅰ (1月につき)	①利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている	600 単位	642 円	1,284 円	1,926 円	
特別管理加算Ⅰ (1月につき)	・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている方 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている方 ・気管カニューレを使用している方 ・留置カテーテルを使用している方	500 単位	535 円	1,070 円	1,605 円	
特別管理加算Ⅱ (1月につき)	・以下の指導管理を受けている方 在宅自己腹膜灌流、在宅血液透析、在宅酸素療法、在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿、在宅持続陽圧呼吸療法、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症 ・人工肛門または人工膀胱を使用している ・真皮を越える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要がある	250 単位	268 円	535 円	803 円	
専門管理加算 (1月につき)	以下の看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。 イ 緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケアおよび人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師 ロ 特定行為研修を修了した看護師	250 単位	268 円	535 円	803 円	
訪問看護 初回加算Ⅰ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合	350 単位	375 円	749 円	1,124 円	
訪問看護 初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合	300 単位	321 円	642 円	963 円	

	退院時共同 指導加算	退院・退所する利用者やその看護にあたる者 に対して、病院等の主治医、その他従業者と 共同して在宅での療養上の指導を行い、退院 時共同指導の内容を文書によって提供する事	600 単位	642 円	1,284 円	1,926 円	
介護	看護体制 強化加算Ⅰ (1月につき)	①医療ニーズの高い利用者へ対応する体制を整備し、 都道府県知事に届出を行うこと ②事業所の看護師等が利用者、その家族へ説明して、 同意を得ること ③算定日が属する月の前6月間において、利用者の総 数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割 合が50%以上であること ④算定日が属する月の前6月間において、利用者の総 数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合が 20%以上であること ⑤算定日が属する月の前12月間において、ターミナル ケア加算を算定した利用者が「5人以上」であること ⑥指定訪問看護ステーションの場合、従業者の総数の うち看護職員の占める割合が60%以上であること	550 単位	589 円	1,177 円	1,766 円	
	看護体制 強化加算Ⅱ (1月につき)	①医療ニーズの高い利用者へ対応する体制を整備し、 都道府県知事に届出を行うこと ②事業所の看護師等が利用者、その家族へ説明して、 同意を得ること ③算定日が属する月の前6月間において、利用者の総 数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割 合が50%以上であること ④算定日が属する月の前6月間において、利用者の総 数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合が 20%以上であること ⑤算定日が属する月の前12月間において、ターミナル ケア加算を算定した利用者が「1人以上」であること ⑥指定訪問看護ステーションの場合、従業者の総数の うち看護職員の占める割合が60%以上であること	200 単位	214 円	428 円	642 円	
予防	看護体制 強化加算 (1月につき)	①算定日が属する月の前6月間において、利用者の総 数のうち、緊急時介護予防訪問看護加算を算定した利 用者の割合が50%以上であること ②算定日が属する月の前6月間において、利用者の総 数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合が 20%以上であること ③指定介護予防訪問看護ステーションの場合、従業者 の総数のうち看護職員の占める割合が60%以上である こと	100 単位	107 円	214 円	321 円	
加算の種類	加算の要件(概要)	単位数	利用者負担			算定 確認	
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方		
	サービス提供体 制強化加算Ⅰ (1回につき)	①すべての看護師等に対して、個別の研修計画を作成 し、計画に沿った研修を実施していること ②利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事 項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をお おむね1カ月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録 していること ③すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担し て、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施してい ること ④看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占 める割合が30%以上であること	6 単位	7 円	13 円	20 円	
	サービス提供体 制強化加算Ⅱ (1回につき)	①すべての看護師等に対して、個別の研修計画を作成 し、計画に沿った研修を実施していること ②利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事 項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をお おむね1カ月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録 していること ③すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担し て、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施してい ること ④看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占 める割合が30%以上であること	3 単位	4 円	7 円	10 円	
	複数名訪問看護 加算(30分未満)	①利用者やその家族から複数名で訪問を行うことの同 意を得ていること②同時に2人の看護師等による訪問 であること③以下のいずれかに該当する方 ・身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が 困難と認められる・暴力行為、著しい迷惑行為、器物 破損行為等が認められる・その他利用者の状況等から 判断して、上記に準ずると認められる	254 単位	271 円	543 円	815 円	
	複数名訪問看護 加算(30分以上)		402 単位	430 円	860 円	1,291 円	

ターミナルケア 加算	①24時間連絡できる体制を確保し、必要に応じて訪問できる体制を整備していること ②主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画、支援体制について利用者とその家族に説明し、同意を得てターミナルケアを行っていること ③死亡日、死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍等の特定の利用者については1日）以上ターミナルケアを行っていること	2500 単位	2,675 円	5,350 円	8,025 円	
遠隔死亡診断 補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号C001の注8に規定する死亡診断加算を算定する利用者について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	150 単位	161 円	321 円	482 円	

契約者は上記加算について事業者から説明を受け、指定訪問看護サービスの提供に同意しました。

※実際の料金は算定の端数計算上、数円単位の誤差が生じる可能性があります。

※上記の基本利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合はこれらの基本料金も自動的に改訂されます。その場合は事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

※事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住される方へ指定訪問看護を行った場合は1回につき10%を所定単位数から減算いたします。

※指定訪問看護を夜間(午後6時～午後10時)又は早朝(午前6時～午前8時)に行った場合は1回につき25%、深夜(午後10時～午前6時)に行った場合は1回につき50%を所定単位数に加算いたします。

※准看護師による訪問看護サービスの提供については所定単位数の90%を乗じて減額します。

※利用料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※介護保険適用の場合でも保険料の滞納により事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合ご利用者は1ヶ月につき利用料金表の料金全額をお支払いください。お支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

(3)その他(介護保険適用外)

エンジェルケア	故人様のお身体をきれいな状態に整えて、感染症を予防する死後処置をさせていただきます。	15,000円
---------	--	---------